

2017年（平成29年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

分野名	Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	施策No.	30	施策名	魅力ある景観の形成
-----	----------------------	-------	----	-----	-----------

目的、内容	優れた自然景観・都市景観を、法や条例等によって保全していくこととあわせ、地域の活力づくりにも活用することによって、地域の誇りとして積極的な保全につなげていけるよう取り組みます。			
副次的効果、外部効果等	観光、地域活性化の効果が期待できる。 地域とともに景観づくりにかかわることにより、コミュニティの強化（地域力向上）の効果が期待できる。			
関係法令、行政計画等	景観法、大阪府景観条例、大阪府景観形成基本方針、大阪府景観計画 屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例 建築基準法（建築協定制度）			
国等の政策、社会情勢等				
（参考） 「講じた施策」に記載した施策事業コスト	2014年度（決算額）（千円）	2015年度（決算額）（千円）	2016年度（決算見込額）（千円）	
	0	860,030	834,992	
※各年度で「講じた施策」への掲載事業が異なることから、新規事業の有無等に関わらず、年度間でコストの増減がある。				
取組指標及び実績 （施策効果の定量評価）	名称	把握方法	実績	
	① 景観計画区域における建築物の届出件数	景観計画行為届出書受付台帳により把握（大阪府景観計画区域のみ）	2016年度 32件 2015年度 26件 2014年度 30件 2013年度 46件 2012年度 68件	
	② 建築協定地区数	建築協定地区の概要調査により把握	2016年度 345地区 2015年度 349地区 2014年度 348地区 2013年度 347地区、2010年度 336地区	
	③ 景観計画策定団体の数	景観法活用状況調査（国土交通省実施）により把握	2016年度 16団体 2015年度 16団体 2014年度 14団体 2013年度 13団体、2010年度 9団体	
施策の進捗状況	施策の内容	進捗状況※	主な事業の名称	事業の実施状況
	法や条例等による優れた景観の保全	☆☆	景観法に基づく良好な景観形成の誘導 屋外広告物の規制、指導	「景観法」に基づき地域の特性に合わせた景観行政を推進するため大阪府景観計画による良好な景観形成に向けた規制誘導を実施するとともに、市町村が景観行政団体となるよう働きかけ、良好な景観形成の誘導推進に努める。 「大阪府屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の掲出について、法並びに条例に基づく規制・指導を実施
	優れた景観の地域の活力づくりへの活用	☆☆	水と光のまちづくり	2016年11月に策定した「大阪都市魅力創造戦略2020」に基づき、水辺のにぎわい創出や護岸のライトアップ、遊歩道整備等を推進
	公共事業等における景観への配慮	☆☆	大阪府公共事業景観形成指針に基づく取組み 府道緑化事業	公共事業が景観形成に果たす役割は大きいと、「大阪府景観条例」に基づき、「大阪府公共事業景観形成指針」を定め、大阪府が公共事業を実施するにあたり良好な景観形成に積極的に貢献するために必要な事項を定め、その実施に努める。 街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務の実施。 高木426本、低木約9,800本（2016年度）
	美しい景観づくりに向けた適切な誘導・規制	☆☆	法・条例に基づく規制、指導	景観法や景観条例により地域の景観計画を定め、一定規模以上の建築物等の事前届出、景観方針への配慮、基準への適合を指導。
	電線類の地中化の促進	☆☆	電線共同溝整備事業	「大阪府電線類地中化マスタープラン」に基づき、電線共同溝による電線類の地中化を推進 実績：約2.2km（2016年度）
	景観を阻害する行為等の抑制	☆☆	大阪美しい景観づくり推進会議・大阪府景観形成誘導推進協議会における取組み	府民、事業者及び行政が協力し、情報交換や普及啓発、自主的取組の支援など、良好な景観形成への取組みを推進する。
	※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗／☆☆計画どおり／☆計画以下の進捗／△計画とは異なる事業内容で進捗			
評価	施策目的の達成状況	評価	理由等	
	事業・工程の進捗状況	順調に進捗している	大阪府景観形成基本方針に掲げる3つの施策の体系（府民・事業者とともにすすめる景観づくり、適切な規制・誘導による景観づくり、美しい景観づくりのための事業）に沿った施策・事業が実施されている。	
計画見直し又は改善事項	見直し・改善点の有無	計画どおり進捗		
	目標	見直し・改善点の内容等	見直し・改善点の内容等	
	本文	—		
	その他の改善事項	無		
関係課室	住宅まちづくり部、都市整備部、府民文化部			

環境総合計画	点検評価手法の適正さについて	評価結果について	計画の見直し又は改善方針について
--------	----------------	----------	------------------

部会委員による点検（所見）	概ね妥当である。	概ね妥当である。	概ね妥当である。
---------------	----------	----------	----------